

新型コロナウイルスの影響等により徴収猶予の「特例制度」を受けられた方へ

## 猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなきようお願いいたします。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、お近くの地方振興局県税部までお早めにご相談ください。

### 以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

(資料のご提出等にあたっては担当課にお問い合わせください。)

(お問合わせ先)

- 県北地方振興局県税部：024-521-2682
- 県中地方振興局県税部：024-935-1241
- 県南地方振興局県税部：0248-23-1514
- 会津地方振興局県税部：0242-29-5241
- 南会津地方振興局県税部：0241-62-5212
- 相双地方振興局県税部：0244-26-1124
- いわき地方振興局県税部：0246-24-6030

※ eLTAX から徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。